

居宅介護支援・介護予防支援における軽微な変更の取扱いについて

ケアプランの軽微な変更の内容について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」(以下、「基準の解釈通知」という。)の「第Ⅱ 指摘居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」の「(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の「⑮居宅サービス計画の変更」において、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)の第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。

なお、「利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。」としているところである。

軽微な変更にあたる例

- 1 臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更
- 2 同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減
- 3 利用者の住所変更
- 4 単なる事業所の名称変更
- 5 福祉用具の同一種目における機能変化を伴わない用具の変更
- 6 単なる目標設定期間の延長を行う場合
- 7 目標もサービスも変わらない単なる事業所変更

※利用者に不利益が生じる場合については下記参照。

目標もサービスも変わらない単なる事業所変更についての「事業所」とは、基本的にサービス提供事業所を指し、居宅介護支援事業所は含まれません。ただし、利用者に不利益が生じる事案等の場合には、居宅介護支援事業所においても軽微な変更として取扱うことも考えられますのでご相談下さい。

○利用者に不利益が生じる事案とは

例) 1人ケアマネ事業所において、ケアマネの急病や事故等により、緊急的に事業所の運営が困難となった場合。

- 8 目標サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達するためのサービス内容が変わるだけの場合
- 9 同事業所内での担当者の変更

軽微な変更と考えられない例

- 1 一時的なものではないサービス提供日、時間の変更
- 2 同一事業所における週1回程度を超えるサービス利用回数の変更
- 3 新規サービスの追加
- 4 福祉用具の追加

その他

- 1 軽微な変更とした場合、ケアプランのどの箇所が変更になったかが分かるよう見え消し
で変更し、同意を得た日付の記載と利用者からの署名が必要です。
- 2 軽微な変更としてケアプランの作成に当たっての一連の業務を省略した際は、軽微な変
更と判断した根拠等を支援経過に適切に記録してください。